

公益財団法人全日本剣道連盟 専門委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）の定款第46条第5項に基づき、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び任務)

第2条 全剣連に、専門委員会として、次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 普及委員会
- (3) 女子委員会
- (4) 指導育成委員会
- (5) 称号・段位委員会
- (6) 試合・審判委員会
- (7) 社会体育指導員委員会
- (8) 国際委員会
- (9) 居合道委員会
- (10) 杖道委員会
- (11) 医・科学委員会
- (12) アンチ・ドーピング委員会
- (13) 広報委員会
- (14) アスリート委員会

- 2 専門委員会は、別表に定める担当事項の区分に応じ、当該担当事項について調査及び研究を行い、必要に応じて全剣連の理事会（以下「理事会」という。）の諮問に答えるものとする。

(組織、委員の任期等)

第3条 専門委員会は、当該専門委員会の専門委員（以下「委員」という。）として委嘱された者で組織する。

- 2 委員は、全剣連理事その他の者の中から全剣連の会長（以下「会長」という。）が選考し、理事会の決議によって委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期満了までに退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとする。
- 4 委員は、任期満了後においても、後任の委員が就任するまでの間、なお委員としての職務を行うものとする。委員は、再任を妨げない。
- 5 会長は、委員の中から委員長1人を選定するものとする。ただし、総務委員会の委員長は、専務理事をもって充てる。

(運営)

第4条 委員長は、専務理事と協議の上、必要に応じて専門委員会を招集するものとする。当該専門委員会の議長は、委員長とする。

2 全剣連の会長、副会長及び専務理事は、専門委員会に適宜出席し、必要に応じて意見を述べるものとする。委員は、他の専門委員会の委員長の許可を得て、当該他の専門委員会に参考人として出席し、意見を述べることができる。

3 専門委員会は、必要に応じ全剣連理事（会長・副会長・専務理事を除く。）及び学識経験者その他の者を参考人として招致し、その意見を聴くことができる。

4 専門委員会は、開催の都度、その議事結果の要旨を記録するとともに、専務理事に対し、これを報告しなければならない。

(小委員会等)

第5条 専門委員会に、別に定めるところにより小委員会等（以下「小委員会等」という。）を置く。

2 小委員会等は、専門委員会の担当事項のうち特定のものに関する調査及び研究等を行い、当該専門委員会に対し、当該調査及び研究等の結果を報告するものとする。

3 第3条の規定は、小委員会等の組織、委員の任期等について準用する。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則は、一部改正し令和元年6月4日から施行する。

3 令和2年9月16日公益財団法人認定により、公益財団法人全日本剣道連盟に改称する。

4 この規則は、一部改定し令和3年6月18日から施行する。